

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、香川県における広域的な水道事業等を経営する事業体（以下「広域水道事業体」という。）の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、香川県広域水道事業体設立準備協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける団体)

第3条 この協議会は、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 この協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広域水道事業体の設立に係る連絡調整に関する事務
- (2) 広域水道事業体が経営する広域的な水道事業に係る計画の作成に関する事務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、香川県高松市に置く。

(組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 15名

(会長及び副会長)

第7条 会長は、香川県知事の職にある者を、副会長は、高松市長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、協議会の担任する事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長が予めこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事)

第12条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、関係団体の職員のうちから会長が選任する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、副会長及び委員を助ける。

4 前各項に定めるもののほか、幹事に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 13 条 協議会の担任する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 協議会の事務に従事する職員の定数及びその配分は、関係団体の長の協議により定める。
  - 3 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の職員のうちから、選任するものとする。
  - 4 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員の属する関係団体の長にその解任を求めることができる。
  - 5 前各項に定めるもののほか、事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁の方法)

- 第 14 条 協議会の担任する事務の執行に要する費用は、関係団体が負担する。
- 2 前項の規定により各関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により定める。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

- 第 15 条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。
- 2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。

(協議会の規程)

- 第 16 条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

規約(H28.4.1 変更後全文)

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。